

○新温泉町高齢者等住宅改造助成事業補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第114号

改正

平成18年3月31日告示第20号

平成24年4月1日告示第29号

新温泉町高齢者等住宅改造助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が低所得の高齢者及び障害者世帯の住宅改造に要する経費につき助成することにより、高齢者及び障害者に配慮した住宅改造を促進し、もって健やかな社会づくりのためのまちづくりの推進に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次項に定める対象世帯に対し、高齢者及び障害者に配慮した住宅改造を目的に行った住宅改造事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 対象世帯は、町内に居住し、別表第1第1欄に定める低所得世帯であって、次の各号のいずれかに該当する者で、生涯に渡り自宅での生活を希望する者が属し、その者の身体状況に応じた既存住宅の改造を必要とする世帯で住まいの改良相談員（新温泉町住まいの改良相談員設置要綱（平成18年新温泉町訓令第3号）に規定する住まいの改良相談員をいう。）等が必要と認める世帯とする。ただし、他の施策を利用する等、この要綱による補助事業を利用する必要がないことが明らかな世帯及び原則として公営住宅に居住する世帯は除く。

- (1) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」の者

3 補助の対象経費は、対象世帯の浴室、便所、玄関、廊下、居室、台所、洗面所等の改造に係る経費のうち、保健・福祉・建築に精通した者が日常生活を維持するのに必要であると認めた範囲の改造に要する経費で、別表第2に定める改造箇所ごとに該当箇所の助成対象限度額を超えない額とする。なお、賃貸住宅等について入居者が改造する場合は、所有者の許可又は承認を得ていることを条件とする。

(助成額)

第3条 町長は、予算の範囲内において、一世帯につき、改造に要した対象経費の実支出額と100万円を比較して少ない方の額から、次に定める額を控除した額に、別表第1第2欄に定める補助

率を乗じて得た額を助成するものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 前条第2項第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は居宅支援住宅改修費限度額

(2) 前条第2項第2号に該当する者が属する世帯で、重度身体障害者日常生活用具給付等事業、又は重度障害児・者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象となる世帯では、当該住宅改修費給付限度額

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号に該当する者が属する世帯で前項第2号の対象とならない世帯又は同条第2項第3号に該当する者が属する世帯で、別表第1第2欄に定める補助率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は居宅支援住宅改修費限度額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする世帯の生計中心者は、高齢者等住宅改造助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 見積書

(2) 設計書及び図面

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、高齢者等住宅改造助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が交付決定後に補助事業の内容を変更しようとする場合は、高齢者等住宅改造助成事業補助金交付決定変更申請書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添付のうえ提出し、事前に町長の承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の申請に対し、承認すべきものと認めたときは、前条の規定に準じて決定をし、その旨を高齢者等住宅改造助成事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業を廃止するときは、第1項に準じて理由書を提出して町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに高齢者等住宅改造助成事業実績報告書(様式第5号)を第4条に準じて町長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助事業者は、前条の報告をした後、速やかに高齢者等住宅改造助成事業補助金請求書(様式第6号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 事業の未着手、休止又は廃止のとき。

(3) この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(浜坂町高齢者等住宅改造助成事業助成金交付要綱等の廃止)

2 この要綱の施行により、浜坂町高齢者等住宅改造助成事業助成金交付要綱(平成10年浜坂町要綱第4号)及び温泉町高齢者等住宅改造助成事業補助金交付要綱(平成7年温泉町告示第26号)

(以下これらを「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日告示第20号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第29号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	第1欄	第2欄
	世帯階層区分	補助率
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	
B	当該年度分の町民税非課税世帯	
C	前年分の所得税非課税世帯のうち当該年度分の町民税均等割のみ課税世帯	
D	前年分の所得税非課税世帯のうち当該年度分の町民税所得割課税世帯	

（注1）所得税とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税をいう。ただし、所得税を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（1）所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

（2）租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

（3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注2）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分の町民税」とあるのは「前年度分の町民税」とする。

別表第2（第2条、第3条関係）

改造箇所	助成対象限度額
浴室・洗面所	450,000円
便所	240,000円
玄関	180,000円
廊下・階段	160,000円
居室	190,000円
台所	160,000円

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)